明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

車種 ＼ 保険期間	28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約	24か月契約	23か月契約	22か月契約	21か月契約
商品自動車 (イ) 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）	5,250	5,230	5,200	5,180	5,160	5,140	5,120	5,090
商品自動車 (ロ) 小型二輪自動車 検査対象車	5,130	5,110	5,090	5,080	5,060	5,040	5,020	5,000
商品自動車 (ロ) 小型二輪自動車 検査対象外車	5,130	5,120	5,100	5,080	5,060	5,040	5,030	5,010
商品自動車 (ハ) 軽自動車 検査対象車	5,070	5,050	5,040	5,020	5,010	4,990	4,980	4,960
商品自動車 (ハ) 軽自動車 検査対象外車	5,070	5,050	5,040	5,020	5,010	4,990	4,980	4,960

」

および

『

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	13か月契約
商品自動車 (イ) 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）	5,070	5,050	5,030	5,010	4,980	4,960	4,940	4,920
商品自動車 (ロ) 小型二輪自動車 検査対象車	4,990	4,970	4,950	4,930	4,910	4,900	4,880	4,860
商品自動車 (ロ) 小型二輪自動車 検査対象外車	4,950	4,930	4,920	4,900	4,890	4,870	4,860	4,840
商品自動車 (ハ) 軽自動車 検査対象車	4,990	4,970	4,950	4,940	4,920	4,900	4,880	4,860
商品自動車 (ハ) 軽自動車 検査対象外車	4,950	4,930	4,920	4,900	4,890	4,870	4,860	4,840

」

車種 ＼ 保険期間	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約
商品自動車 (イ) 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）	4,890	4,870	4,850	4,830	4,800	4,780	4,760	4,730
商品自動車 (ロ) 小型二輪自動車 検査対象車	4,840	4,820	4,810	4,790	4,770	4,750	4,730	4,710
商品自動車 (ロ) 小型二輪自動車 検査対象外車	4,830	4,810	4,800	4,780	4,770	4,750	4,730	4,720
商品自動車 (ハ) 軽自動車 検査対象車	4,840	4,820	4,810	4,790	4,770	4,750	4,730	4,710
商品自動車 (ハ) 軽自動車 検査対象外車	4,830	4,810	4,800	4,780	4,770	4,750	4,730	4,720

」

車種 ＼ 保険期間	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約
商品自動車 (イ) 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）	4,710	4,690	4,670	4,640	4,630
商品自動車 (ロ) 小型二輪自動車 検査対象車	4,690	4,680	4,660	4,640	4,630
商品自動車 (ロ) 小型二輪自動車 検査対象外車	4,690	4,680	4,660	4,640	4,630
商品自動車 (ハ) 軽自動車 検査対象車	4,690	4,680	4,660	4,640	4,630
商品自動車 (ハ) 軽自動車 検査対象外車	4,700	4,690	4,670	4,660	4,650

」

に改める。

「3．(1)保険期間開始後における解約」の項目中

『ニ　保険期間48か月の契約

を

『ニ　保険期間37か月を超え49か月までの契約

』

に改める。

「3．(1)保険期間開始後における解約」の項目中

『ホ　保険期間60か月の契約

を

『ホ　保険期間49か月を超え60か月までの契約

』

に改める。

組織変更公告

全国農業会議所は、平成二十七年十二月四日開催の総会の決議により、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第三十七条第一項の規定により一般社団法人に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年四月一日であり、組織変更後の商号は一般社団法人全国農業会議所といたします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十二月二十八日

東京都千代田区二番町九―八

全国農業会議所

会長　二田　孝治

組織変更公告

当農業会議は、平成二十七年十二月十五日開催の総会の決議により、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第三十三条第一項の規定により一般社団法人に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年四月一日であり、組織変更後の商号は一般社団法人岐阜県農業会議といたします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十二月二十八日

岐阜県岐阜市薮田南五丁目一四番一二号

岐阜県農業会議

会長　鷲見　郁雄

組織変更公告

当農業会議は、平成二十七年十二月二十二日開催の総会の決議により、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第三十三条第一項の規定により一般社団法人に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年四月一日であり、組織変更後の商号は一般社団法人静岡県農業会議といたします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十二月二十八日

静岡県静岡市葵区追手町九番一八号

静岡県農業会議

会長　黒田淳之助

組織変更公告

当農業会議は、平成二十七年十二月十日開催の総会により、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第三十三条第一項の規定により一般社団法人に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年四月一日であり組織変更後の商号は一般社団法人佐賀県農業会議といたします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十二月二十八日

佐賀県佐賀市八丁畷町八番一号

佐賀県農業会議

会長　坂井　邦夫